

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室のデジタル授業

1 学習課題（コンテンツ等）の準備をする。

(1)「さいたま市学習支援コンテンツ（特別支援教育）」から、取り扱う学習課題（コンテンツ等）を選択する。または、各学校において学習課題を作成する。

＜学習課題（コンテンツ等）選択・作成の留意点＞

- ・各学校の年間指導計画に基づき、学習課題を選択・作成する。
 - ・選択・作成する教材の教科、学習内容等については、各学校の児童生徒の実態に応じて設定する。
 - ・特別支援学校学習指導要領の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容と自立活動の目標及び内容を参考にする。
 - ・児童生徒が一人で取り組めるもの、または保護者等と一緒に取り組めるものとする。
- (2)「さいたま市学習支援コンテンツ（特別支援教育）」に学習課題（コンテンツ等）を掲載する（ワークシート、動画など）。または、各学校のホームページに学習課題（コンテンツ等）を掲載する（ワークシート）。
- ※学校のホームページに学習課題を掲載する際には、必要に応じて、パスワードを設定する。
- ※通級指導教室の家庭学習において、通級指導校が個別の学習課題を学校のホームページに掲載する際は、必要に応じて、パスワードを設定し、保護者にパスワードを連絡する。

2 各学校は、学校のホームページに以下の内容を掲載する。または、学校安心メールで以下の内容を送信する。

(1) 1週間の予定と学習内容

※各学校の年間指導計画に基づき、各教科等のバランスを考えて設定する。

(2) 使用する学習課題（コンテンツ等）

※児童生徒の実態に応じた課題を設定する。

(3) 今日の予定と学習内容、学習課題（コンテンツ等）

(例)	○月○日 (○)	教科・学習内容	活動の流れ	学習課題
9:00 今日の予定			・今日の予定を書く。	・ワークシート「予定表」
1時間目		体育 にんじゃたいそう	・動画を見ながら、3回繰り返す。 ・予定表に取り組んだ回数を書く。	・動画「にんじゃたいそう」 ・ワークシート「予定表」
2時間目		国語 ひらがな	・ワークシート2枚に取り組む。(同じものを2枚取り組む)	・ワークシート「ひらがな」
3時間目		生活 お手伝い・タオルをたたもう	・動画を見る。 ・タオルを5枚たたむ。 ・予定表にたたんだ枚数を書く。	・動画「タオルのたたみ方」 ・タオル5枚 ・ワークシート「予定表」
ふりかえり			・予定表に今日の活動を記録する。	・ワークシート「予定表」

※自主学习：ワークシートの復習、家庭の洗濯物をたたむお手伝い、等

3 学校は、各家庭がホームページを確認し、事前に学習課題（コンテンツ等）を準備できるように伝達する。

※ホームページから学習課題（コンテンツ等）を取得できない家庭に対しては、1週間分の学習課題を渡す。学習課題を渡す方法は、保護者に学校に取りに来てもらう、FAXを活用するなど、保護者と相談して決める。

4 学校は、保護者に対して、児童生徒が取り組んだ学習課題の提出方法について伝える。週に1回程度、提出させる。提出方法は、メールや学校の郵便受け・保護者負担による郵送（保護者の同意がある場合のみ）等を活用するなど、学校の実態に応じて設定する。立体作品などについては、撮影をして画像で提出したり、メールで提出する場合は、児童生徒が取り組んだワークシート等も画像にして提出したりする方法もある。

5 学校は提出されたワークシート等をフィードバックする。その際に、励ましなどのコメントを入れ、温かみのあるものにする。週に1回程度、保護者を通して、児童生徒にフィードバックする。フィードバックは、提出時に送信されたメールへの返送や電話等で行う。学校の実態に応じて、提出されたワークシート等を児童生徒の家庭の郵便受けに入れたり、家庭訪問をしたりする。すぐに提出されたワークシート等を返却できない場合においても、後日必ず返却できるようにする。

○ その他

- ・児童生徒の実態に応じて、小・中学校の「さいたま市Web学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用する。
- ・児童生徒の実態に応じて、保護者と取り組むようにする。
- ・原則、午前中に取り組むことが望ましいが、取り組む時間は、各家庭の実態に応じて柔軟に対応する。
- ・通級指導教室に通う児童生徒における通級による指導については、通級指導校（通級設置校）で対応する。
- ・放課後等デイサービスなどに通っている児童生徒については、保護者が利用している施設に相談し、可能であれば、デジタル授業に取り組む。
- ・メールでのやり取りでは、保護者から送信されたアドレスに返信するようにし、誤送信に注意する。
- ・FAXで保護者に送信する場合は、個人情報取り扱いや誤送信に注意する。
- ・児童生徒の家庭の郵便受けに、提出されたワークシート等を入れる場合は、事前に保護者と確認をして、間違いのないようにする。
- ・教員個人のメールや電話で、児童生徒や保護者と通信を行わないようにする。

共有できる学習課題（コンテンツ等）は、「さいたま市学習支援コンテンツ（特別支援教育）」にできるだけ掲載してください。特別支援教育担当者全員が活用できるようにすることで、資質の向上や業務の効率化につながります。ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

特別支援教育室 829-1667